



東京地下鉄株式会社およびグループ会社の役員・社員
ならびに東京地下鉄株式会社をご退職の皆さまへ

『メトロ君』のご案内

(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

制度のポイント

Point 1



割引適用
(団体割引 20%)

Point 2



ご家族の方も
ご加入できます

Point 3



基本補償に加え
選べるオプション

	東京地下鉄株式会社の 役員・社員	グループ会社の 役員・社員	東京地下鉄株式会社の 退職者
申込締切日	2025年8月25日(月) ※申込締切日以降でも中途加入を随時受付しております。		
保険期間	2025年10月1日午後4時～2026年10月1日午後4時までの1年間		
第1回保険料 引き去り日	2025年12月給与より控除 (月払12回)	2025年12月26日(金)に ご指定口座から引き落としとなります。(年払1回)	



お申込方法のご案内

東京地下鉄株式会社の
役員・社員の皆さま

グループ会社の
役員・社員の皆さま

東京地下鉄株式会社を
ご退職の皆さま

インターネットによる お手続きとなります。

「インターネット手続き」または
「加入申込票」でのお手続きとなります。

インターネットによるお手続きは、
ご自宅のパソコン、お手元のスマートフォンで
下記二次元コードを読み取ってアクセスしてください。



東京地下鉄株式会社の皆さま用

グループ会社の皆さま・退職者さま用



すでにご加入の方

別途ご案内している「ログインID」「パスワード」を
ご確認ください。

新規ご加入の方

metrokun2025を入力しアクセスしてください。

■**手続可能期間**：8月1日(金)～8月25日(月)

■**ご利用時間**：7：00～26：30

推奨環境	端末	OS	ブラウザ
	パソコン	Windows 10/11	Microsoft Edge Google Chrome
		MacOS 10.15	Safari
	スマートフォン	iOS 11/12/13/14/15/16/17	Safari
		Android 5.1/6.0/7.0/8.0/9.0/10.0/ 11.0/12.0/13.0	Google Chrome
	タブレット	iOS 11/12/13/14/15/16	Safari
		Android 5.1/6.0/7.0/8.0/9.0	Google Chrome



※8月25日(月)26:30以降の手続き、中途加入はインターネットでなく加入申込票となりますので、
(株)メトロサービスまでご連絡ください。

➡ **手続き方法の詳細は、3ページへ。**

ご存じですか？メトロ君

メトロ君は

福利厚生制度の一環です

さまざまなメリットがあるメトロ君は、
社員の皆さまの福利厚生充実のお役に立ちます。

東京メトログループのメトロ君は、東京地下鉄株式会社およびグループ会社の役員・社員ならびに東京地下鉄株式会社をご退職の皆さまの福利厚生制度として設計された保険制度です。皆さまに幅広い補償を提供するとともに、団体保険として割引が適用された加入しやすい保険料で、ご家族の方も加入することができます。（派遣社員の方は含まれません。）

ご自身やご家族の
ケガや病気などに
備えてぜひご活用
ください！



お申込方法

新規加入の場合・加入内容に変更がある場合

東京地下鉄株式会社およびグループ会社の役員・社員の皆さまは
インターネットによるお手続きとなります。
新規のご加入、加入内容の変更もお手続き可能です。
退職者の皆さまはお送りしているインターネットによるお手続き
または加入申込票を(株)メトロセルビスへご提出ください。

メトロ君は

こんなにお役に立っています

2024年度実績

ご加入者数

約**1,243**名

2025年3月31日時点

保険金お支払事案件数

約**71**件

2024年4月1日～2025年3月31日実績

お支払件数トップ3は…

傷害通院保険金



疾病入院保険金



携行品損害保険金



➡病気+ケガ+オプションでの
ご加入をオススメします！

インターネットによる 団体保険加入手続きご利用ガイド

お手続きにあたって

- ◆商品内容の詳細は、各画面の「商品内容(パンフレット)」をご確認ください。
- ◆60分以上画面操作をしない状態が続くと、タイムアウトになります。
その場合、お手数ですが、もう一度最初からお手続きをお願いいたします。
- ◆パソコンの画面左上ブラウザの「 戻る」ボタンはご利用いただけません。
1つ前の画面にお戻りになる場合は、画面左下のボタンを選択してください。

お手続きスタート！

1 トップページ

*画面は全てイメージです。一部変更となることがございます。



「お手続き前のご注意事項」「商品案内」等を必ずご確認ください
いただいたうえで、

試算・お手続きはこちら > を選択してください。

事前にログインID・初期パスワードがご案内されている場合は、「はい」を選択のうえ、ログインID・初期パスワードを入力してください。ログイン後、パスワード変更画面に推移しますので、初期パスワードを変更してください。
ご案内されていない場合は「いいえ」を選択してください。

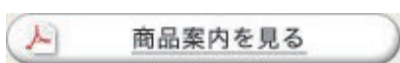
※一度お手続きを完了された方は、お手続き時のログインID・パスワードを入力してください。

2 今回継続される内容のご確認

前年度より既にご加入済みの方は、「加入内容の照会画面」にて、現在ご加入いただいている内容に基づいた「今回継続される内容」が表示されますので、ご確認ください。

- ◆「今回継続される内容」で継続される方 ▶  を選択！ お手続きは完了です。
- ◆補償内容を変更される方 ▶  を選択！
- ◆一度お手続きを完了された方
「手続き済みの内容」を表示しています。▶  を選択！
再度変更される場合は、

ボタンのご説明

-  ... 商品内容(パンフレット)をご確認いただけます。
-  ... 「加入内容の照会画面」にて表示された、現在ご加入の内容に基づいた「今回ご継続される内容」が表示されます。(該当する場合)
-  被保険者情報の入力画面に遷移します。
-  表示されている被保険者の入力・選択内容を全てクリアします。
(クリアのうえそのままお手続きを完了されると、該当の被保険者さまについて脱退・加入取消の取扱いとなります。)

3 補償内容の入力

<ご入力手順>

- 1 補償内容を選択してください。
- 2 健康に関する告知をしてください。(該当する場合)
- 3 他の保険契約等・過去の保険金請求歴を回答してください。(該当する場合)
- 4 ご本人さま以外の「被保険者(補償の対象者)」の内容を変更・追加してください。
(ご本人さまのみが補償対象となる商品の場合を除きます。)

1 補償内容を選択

- ①ご希望の商品に ☒ チェックしてください。
 - ②ご希望の「基本補償」を選択のうえ、**設定** を選択してください。*
 - ③「追加補償」選択欄が表示される場合は、ご希望の「追加補償」を選択してください。*
- ※複数の内容からお選びいただく補償は、プルダウンから選択してください。

STEP1: ご希望の保険商品を ☒ チェックしてください

STEP2:

被保険者の※数量・種類を選択してください。

A11 事故災害者

ご希望の補償内容を選択し「設定」をクリックしてください。内容を変更する場合は「解除」をクリックしてください。
(複数の内容からお選びいただく補償は、プルダウンから選択してください。)

⑦ OOセット

STEP3: 追加する補償内容を選択してください。

OOオプション

補償内容を入力する(保険料試算)

④

①

②

③

健康に関する告知をする
質問事項のご回答画面に遷移します。

4 被保険者を変更・追加する

他の「被保険者」のタブを選択してください。
既にご加入済みの場合は、該当の被保険者さまの補償内容を選択してください。
新たに被保険者を追加される場合は、被保険者情報の入力画面が表示されますので、被保険者情報を入力後、補償内容を選択してください。

<脱退のお手続について>

次の方法で脱退される内容をクリアしてください。
「次へ」を選択のうえ、お手続へお進みいただき、お手続を完了してください。

該当の被保険者さまのご加入内容全てを脱退される場合

☒ 選択内容を全てクリア を選択してください。

商品内の補償内容をすべてを脱退される場合

緑ラベル行の ☒ チェックをクリアしてください。

商品内の一部の補償内容を脱退される場合

該当の補償内容のチェックボックスまたはプルダウンをクリアしてください。

補償内容を入力する(保険料試算)

脱退

選択内容を全てクリア

お申込内容の選択完了後、画面右下の **次へ** を選択し、お手続へお進みください。

4 重要事項のご確認

ご案内する保険に際しての重要事項についてご説明しています。

☒ 重要事項のPDFを表示する を選択して、「重要事項のご説明」を、ご加入される前に必ずお読みください。

☒ 確認しました にチェックのうえ、次のお手続へお進みください。

5 申込人情報の入力

申込人で本人さまの情報を入力してください。

メールアドレスの入力に際して、メール受信制限をされている方は、「@ms-ins.com」からのメールを受信できるように設定してください。

◆ログイン時にログインID・パスワードを入力していない場合は、次の①②を入力してください。
(事前にログインID・パスワードがご案内されていない場合)

ログイン時に「いいえ」を選択された場合

①ID・パスワードをご自身で登録してください。

②事前に案内の「アクセスコード」を入力してください。
「アクセスコード」がご不明な場合は、お問合わせ先までご照会ください。
事前に案内がない場合は、ご入力不要です。

入力完了後、画面右下の **次へ** を選択し、お手続きへお進みください。

6 ご加入内容のご確認

「ご加入内容確認事項」を必ずご確認のうえ、申込内容の最終確認をお願いします。

入力内容を変更される場合は、ご本人さま欄、各被保険者さま欄の **入力内容の修正** を選択し、入力画面に戻って変更ください。

(「被保険者さまの情報」を変更される場合は、補償内容の入力画面に遷移後、**被保険者情報の変更** を選択してください。)

申込人情報 「申込人で本人さまの情報」が正しいことをご確認ください。

加入内容 「被保険者さまの情報」と「ご加入される内容」が正しいことをご確認ください。

◆申込内容を印刷される場合は、本画面をブラウザの印刷機能にて印刷してください。

よろしければ、☐ **ご加入内容確認事項について確認しました** にチェックを入れ、

上記の内容で確定 を選択してください。

お手続き完了です。ありがとうございました。

Q&A

Q1 手続を完了しましたが、手続内容を確認することは可能ですか？

A1 再度ログインいただき、「ご加入内容の確認」画面にて、ご確認いただけます。
ご確認の際は、ログインID・パスワードをご用意ください。

Q2 一度手続を完了しましたが、内容を訂正したいです。再手続は可能ですか？

A2 再度ログインいただき、お手続きいただくことが可能です。ログインID・パスワードをご用意のうえ、再手続ください。

Q3 ログインID・パスワード(またはアクセスコード)がわかりません。どうしたら良いでしょうか？

A3 お手数ですが、お問合わせ先までご照会ください。

Q4 パスワードを5回以上間違えてロックがかかってしまいました。どうしたら良いでしょうか？

A4 お手数ですが、お問合わせ先までご照会ください。

Q5 ログインIDを忘れてしまいました。どうしたら良いでしょうか？

A5 お手数ですが、お問合わせ先までご照会ください。

Q6 パスワードを忘れてしまいました。どうしたら良いでしょうか？

A6 ログイン画面の **パスワードをお忘れの場合はこちら** より再発行のお手続きをお願いします。

◆お手数ですが、ご不明な点は代理店・扱者までお問合わせ先までご照会ください。

お申込人となれる方

東京地下鉄株式会社およびそのグループ会社の役員・社員と
東京地下鉄株式会社の退職者本人（派遣社員の方は含まれません。）

被保険者（補償の対象者）本人となれる方

	上記お申込人本人	上記お申込人の家族				
		配偶者	子ども	両親	兄弟姉妹	親族※
疾病個人型・傷害個人型(Pプラン)	○	○	○	○	○	○
傷害家族型(Fプラン)	○	○	○	○	○	×

※ 上記お申込人と同居している親族をいいます。

保険料の払込み

月払

東京地下鉄株式会社役員・社員および東京地下鉄株式会社からの出向者の方

年払

グループ会社の役員・社員（出向者は除く）・東京地下鉄株式会社の退職者の方

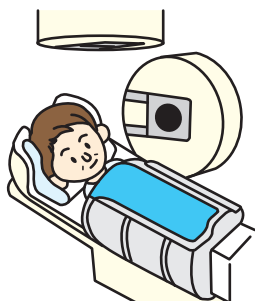


<疾病補償>にセットされている先進医療とは？

治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価治療のうち、厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。）をいいます。先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

ポイント
1

先進医療に要する
費用※¹を補償



たとえば、
がん治療に効果が見込まれる
重粒子線治療の自己負担は…

重粒子線治療

約 **316** 万円※²

その他にも、先進医療には様々な高度な医療があります。

陽子線治療 など

ポイント
2

先進医療を受けるための
交通費・宿泊費も補償



先進医療を実施している医療機関は限られており、治療費に加えて交通費・宿泊費の負担も考えなければなりません。

たとえば、**重粒子線治療** を実施している医療機関は

全国で 7 病院に限られます。※³

（群馬県・千葉県・神奈川県・兵庫県・佐賀県・大阪府・山形県）

★補償する交通費・宿泊費とは…

- ・先進医療を受けるための医療機関との間の**往復交通費**
- ・先進医療を受けるための**宿泊費**（1泊につき1万円が限度）

※¹ 先進医療に要する費用は、先進医療の技術料のみをいい、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金を除きます。

※² 令和4年12月8日 厚生労働省「第117回先進医療会議」資料「令和4年度実績報告（令和3年7月1日～令和4年6月30日）」より。

※³ 令和5年4月1日 現在 厚生労働省ホームページより。

< 疾病補償 > 保険金額と保険料

お支払い対象となる例

疾病入院保険金



急性胃腸炎がひどくなり入院を余儀なくされた。

疾病手術保険金



肺がんとなり一部摘出手術が必要となった。

疾病放射線治療保険金



がんの治療を目的に放射線治療を受けた。

先進医療費用保険金



がんになり、他県にある病院で陽子線治療を行った。*

※先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

疾病個人型（Pプラン）

ネット手続き画面・加入申込票の氏名欄に記名いただいた方だけが被保険者となります。

（注）加入時年齢 2025年10月1日現在の満年齢です。生後15日～満79才の方に限ります。

月払…東京地下鉄株式会社の方 ※出向者含む 年払…グループ会社・退職者の方

	疾病入院保険金日額	疾病手術保険金		疾病放射線治療保険金	疾病通院保険金日額 （退院後通院）	先進医療費用保険金額
保険金額	5,000円	入院中に受けた疾病手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍、入院中以外の疾病手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。		1回の放射線治療について、疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。	2,000円	1,000万円
セット名	本人の年令	月払保険料	本人の年令	月払保険料	本人の年令	月払保険料
S1 月払	生後15日～4才	550円	30～34才	680円	60～64才	2,540円
	5～9才	430円	35～39才	710円	65～69才	3,980円
	10～14才	240円	40～44才	730円	70～74才	6,040円
	15～19才	250円	45～49才	920円	75～79才	10,160円
	20～24才	360円	50～54才	1,230円		
	25～29才	510円	55～59才	1,730円		
セット名	本人の年令	年払保険料	本人の年令	年払保険料	本人の年令	年払保険料
S2 年払	生後15日～4才	6,080円	30～34才	7,410円	60～64才	27,790円
	5～9才	4,770円	35～39才	7,760円	65～69才	43,550円
	10～14才	2,620円	40～44才	7,950円	70～74才	65,910円
	15～19才	2,720円	45～49才	10,070円	75～79才	110,880円
	20～24才	3,960円	50～54才	13,530円		
	25～29才	5,660円	55～59才	18,870円		

おすすめ 三大疾病2倍支払コース

三大疾病の治療を目的とする場合、入院および通院の期間ならびに手術および放射線治療に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。

月払…東京地下鉄株式会社の方 ※出向者含む 年払…グループ会社・退職者の方

	疾病入院保険金日額	疾病手術保険金		疾病放射線治療保険金	疾病通院保険金日額 （退院後通院）	先進医療費用保険金額
保険金額	5,000円	入院中に受けた疾病手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍、入院中以外の疾病手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。		1回の放射線治療について、疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。	2,000円	1,000万円
セット名	本人の年令	月払保険料	本人の年令	月払保険料	本人の年令	月払保険料
S3 月払	生後15日～4才	620円	30～34才	740円	60～64才	3,510円
	5～9才	470円	35～39才	810円	65～69才	5,500円
	10～14才	260円	40～44才	870円	70～74才	8,400円
	15～19才	260円	45～49才	1,150円	75～79才	14,360円
	20～24才	380円	50～54才	1,640円		
	25～29才	550円	55～59才	2,350円		
セット名	本人の年令	年払保険料	本人の年令	年払保険料	本人の年令	年払保険料
S4 年払	生後15日～4才	6,730円	30～34才	8,170円	60～64才	38,360円
	5～9才	5,220円	35～39才	8,890円	65～69才	60,140円
	10～14才	2,820円	40～44才	9,520円	70～74才	91,680円
	15～19才	2,900円	45～49才	12,610円	75～79才	156,710円
	20～24才	4,160円	50～54才	17,860円		
	25～29才	6,050円	55～59才	25,720円		

< 傷害補償 > (24時間補償・天災危険補償) 保険金額と保険料

お支払い対象となる例

日常生活におけるさまざまなケガ (海外も補償！)



地震によるケガ



家庭でのケガ



職場・学校などでのケガ



乗り物に搭乗中のケガや
接触衝突等によるケガ



スポーツ中のケガ

傷害個人型 (Pプラン)

- 独身の方
- ご家族で個別にご加入を希望される方
- 家族型の補償に個別に上乗せ補償がほしい方におすすめです。

ネット手続き画面・加入申込票の氏名欄に記名いただいた方だけが被保険者となります。

月払…東京地下鉄株式会社の方 ※出向者含む **年払**…グループ会社・退職者の方

セット名	保険料	傷害死亡・後遺障害 保険金額 (※)	傷害入院 保険金日額	傷害 手術保険金	傷害通院 保険金日額
A1	月払	590円	150万円	2,000円	1,000円
B1		1,170円	300万円	4,000円	2,000円
C1		1,770円	450万円	6,000円	3,000円
D1		2,350円	600万円	8,000円	4,000円
E1		2,940円	750万円	10,000円	5,000円
A2	年払	6,410円	150万円	2,000円	1,000円
B2		12,820円	300万円	4,000円	2,000円
C2		19,230円	450万円	6,000円	3,000円
D2		25,640円	600万円	8,000円	4,000円
E2		32,050円	750万円	10,000円	5,000円

入院中に受けた傷害手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の傷害手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。

傷害家族型 (Fプラン)

- ご家族が多い方におすすめです。

ネット手続き画面・加入申込票の氏名欄に記名いただいた方とご家族(注)が被保険者となります。

・下記保険金額は、被保険者(ご本人(ネット手続き画面・加入申込票の被保険者欄記載の方)、配偶者、ご家族)共通の保険金額(1人あたり)です。

月払…東京地下鉄株式会社の方 ※出向者含む **年払**…グループ会社・退職者の方

セット名	保険料	傷害死亡・後遺障害 保険金額 (※)	傷害入院 保険金日額	傷害 手術保険金	傷害通院 保険金日額
G1	月払	1,150円	100万円	1,000円	500円
H1		2,170円	180万円	2,000円	1,000円
J1		3,260円	270万円	3,000円	1,500円
K1		4,320円	360万円	4,000円	2,000円
Q1		5,410円	450万円	5,000円	2,500円
G2	年払	12,240円	100万円	1,000円	500円
H2		23,590円	180万円	2,000円	1,000円
J2		35,390円	270万円	3,000円	1,500円
K2		47,190円	360万円	4,000円	2,000円
Q2		58,990円	450万円	5,000円	2,500円

(※)後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金の4%～100%をお支払いします。

(注)ご家族の範囲

22ページの「契約概要のご説明」の1.(1)商品の仕組みをご覧ください。

オプション

お支払い対象となる例

海外も補償

日常生活における賠償責任

※一部の補償は国内に限ります。



家族も補償対象

携行品の損害



自宅外での身の回り品
(スポーツ用品等)を補償

救援者の費用



日本国内のみ補償

ホールインワン・アルバトロス費用



ご注意事項がございます
詳しくは10・20ページを
ご覧ください

★日常生活賠償特約、携行品損害補償特約、救援者費用等補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

個人型オプションパック	セット名	日常生活賠償 保険金額(*1)	携行品損害 保険金額(*2) (免責金額3,000円)	救援者費用等 保険金額	ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額	オプション保険料	
						月払保険料	年払保険料
Pプラン(傷害個人型・疾病個人型)にご加入の方のみ加入可能	PA	3億円	—	—	—	130円	1,450円
	PC	—	20万円	—	—	100円	1,100円
	PD	—	10万円	—	20万円	280円	2,980円
	PE	—	15万円	—	40万円	490円	5,400円
	PG	—	10万円	500万円	—	100円	1,050円

※以下の3パターンからお選びいただけます。

- ①日常生活賠償(PAセット)のみ ②日常生活賠償+その他のオプション(PA+PC～PE・PGより1セット)
③その他のオプションのみ(PC～PE・PGより1セット)
- *1 個人型の被保険者はネット手続き画面・加入申込票の氏名欄に記名された方のみですが、「日常生活賠償」については自動的に次の方が被保険者となります。詳細については、22ページをご確認ください。①個人型の被保険者 ②①の配偶者 ③①または②と同居の親族・別居の未婚の子 ④①から③までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
- *2 「携行品」は、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、財布、衣類、レジャー用品等)が対象となります(詳しくは19、20ページを必ずご覧ください。)。なお、盗難事故の場合保険金の請求にあたっては、警察への盗難届が必要書類のひとつとなっています。
- 携行品損害保険金の損害の額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。

家族型オプションパック	セット名	日常生活賠償 保険金額(*1)	携行品損害 保険金額(*2) (免責金額3,000円)	救援者費用等 保険金額	ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額(*3)	オプション保険料	
						月払保険料	年払保険料
Fプラン(傷害家族型)にご加入の方のみ加入可能	FA	3億円	—	—	—	130円	1,450円
	FC	—	20万円	—	—	150円	1,680円
	FD	—	10万円	—	20万円	310円	3,360円
	FE	—	15万円	—	40万円	530円	5,860円
	FG	—	10万円	500万円	—	210円	2,350円

※以下の3パターンからお選びいただけます。

- ①日常生活賠償(FAセット)のみ ②日常生活賠償+その他のオプション(FA+FC～FE・FGより1セット)
③その他のオプションのみ(FC～FE・FGより1セット)
- *1 「基本補償」と被保険者の範囲が異なります。「日常生活賠償」については自動的に次の方が被保険者となります。詳細については、22ページをご確認ください。①家族型の被保険者本人 ②①の配偶者 ③①または②と同居の親族・別居の未婚の子 ④①から③までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
- *2 「携行品」は、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、財布、衣類、レジャー用品等)が対象となります(詳しくは19、20ページを必ずご覧ください。)。なお、盗難事故の場合保険金の請求にあたっては、警察への盗難届が必要書類のひとつとなっています。
- 携行品損害保険金の損害の額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。
- *3 「ホールインワン・アルバトロス費用保険金」の被保険者は記名被保険者本人のみとなります(家族型の被保険者の範囲とは異なり、ご家族は対象となりません。)。ご家族の補償を希望の場合は、「個人型」でご家族それぞれでご加入ください。

ホールインワン・アルバトロス費用補償の内容について

セルフプレーの場合等で補償をご提供できないホールインワン等があります。以下の〈ご注意〉をご確認ください。

ご注意

ホールインワン等の費用を保険でお支払いさせていただくためには、ホールインワン等の達成事実の確認のため、引受保険会社所定の証明書のご提出をお願いしております。証明書ではホールインワン等の達成を目撃された方（以下「目撃者」といいます。）のご署名または記名・押印を必要としております。

ホールインワン等の目撃者、証明者	
① 同伴競技者	○（必須） （公式競技※の場合は①または③のいずれか1名）
② ゴルフ場支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する方	○（必須）
③ 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りされる造園業者・工事業者等、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティーのプレイヤー など	○ （いずれか1名 必須。ただし公式競技※の場合は①または③のいずれか1名）

※「公式競技」とはゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援する公式競技をいいます。

〈ご注意〉

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は19ページをご参照ください。

① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合

② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

※セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて同伴キャディ以外の上記③の方の目撃証明がある場合に限ります。

メトロ君Q&A

Q1 オプションのみ加入することは出来るの？

A1 いいえ、出来ません。オプションの加入をご希望の場合、傷害補償または疾病補償とのセットで加入してください。

Q2 保険料の払込方法は？

A2 東京地下鉄株式会社役員・社員の方(東京地下鉄株式会社からの出向者の方を含む)は月払の給与控除です。グループ会社の役員・社員、東京地下鉄株式会社退職者の方は年一括払でご指定の口座から引き落としとなります。

Q3 退職時はどうするの？

A3 (株)メトロセルビスまでご連絡ください。お手続き等に関してご案内いたします。

Q4 「携行品損害」に加入したいけれど、自宅内でカメラを誤って落として破損させた場合支払いの対象になるの？

A4 いいえ、お支払いの対象外です。自宅(敷地を含みます。)外に持ち出している間が、補償の対象になります。

Q5 疾病補償に加入しているけど、レーシック手術は支払いの対象になるの？

A5 いいえ、お支払いの対象外です。

Q6 疾病補償に加入希望だけど、年令はいつ時点での年令なの？

A6 2025年10月1日時点での満年令になります。

Q7 途中加入は出来るの？

A7 はい、出来ます。加入日については、(株)メトロセルビスまでお問合わせください。東京地下鉄株式会社役員・社員は給料控除可能ですが、グループ会社の役員・社員、東京地下鉄株式会社退職者の方はご指定の口座から引き落としが出来ないため、保険料を指定の銀行口座に振り込んでいただくようになります。

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 健康状況告知書ご入力・ご記入のご案内 (必ずお読みください)

以下の注意点をとお読みいただき、ネット手続き画面・加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご入力・ご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。

(*) 保険金額の増額等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身(WEBでお申込みいただく場合はお申込人)が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。

・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ずネット手続き画面・加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご入力・ご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

・「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○:あり, ×:なし)	回答が必要な質問事項 (○:回答要, ×:回答不要)		
疾病補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	×
×	健康に関する告知は不要です		

・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	先進医療費用保険金補償特約

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(※3) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の日または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(※1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償するセットを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償するセットのご加入時」をいいます。

(※2) その病気と医学上因果関係がある病気を含まず。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(※3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。

7. その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

(*) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 ＜告知の結果、お引受けできる場合＞ 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 この場合は、加入申込票の「特定疾病対象外欄」を以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 ＜告知の結果、お引受けできない場合＞ ご加入をご継続いただくことができません。
先進医療費用保険金補償特約	

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除し、訂正署名をしたうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

・各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。

ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



ご加入後の補償内容に応じた質問事項の回答をご記入ください。

経理課・特約・保険以外	健康状況告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)	
疾病	本人介護	
質問1	質問2	質問3
はい3	はい3	はい3
いいえ4	いいえ4	いいえ4
500 疾病コード 507 疾病・症状名(カナ) 三住 太郎		
※ 告知者ご署名欄 (注)1. 本欄の記入は、必ず被保険者ご本人が署名してください。告知時に被保険者ご本人の署名が記入されていない場合は、補償が受けられずお支払いができません。		
WEB 告知日 令和 〇 年 〇 月 〇 日 三住 太郎		

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力・ご記入いただいていることを確認させていただいたためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）

保険金額（ご契約金額）

保険期間（保険のご契約期間）

保険料・保険料払込方法

2. ネット手続き画面・加入申込票への入力・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、ネット手続き画面・加入申込票に正しくご入力・ご記入いただきますようお願い申し上げます。

入力・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

・ネット手続き画面・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご入力・ご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご入力・ご記入ください。

*ご入力・ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・ネット手続き画面・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご入力・ご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品のネット手続き画面・加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？

◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご入力・ご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

※インターネットでお手続きをされる方は、加入申込票のご提出は不要です。

■事故連絡時の流れ（メトロセルビスへ連絡する場合）

1. 事故連絡票を代理店・扱者へ提出してください。

入院や通院が終了されていなくても、事故連絡票に必要事項をご記入のうえ、(株)メトロセルビスまでご連絡ください。

- 30日以内に代理店・扱者にご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと、保険金の額を差し引いてお支払いする場合がございますのでご注意ください。
- 保険会社へ保険金請求書類を提出する際に、前もってご用意いただく書類がございます。「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご覧ください。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- 携行品損害の対象となる盗難事故が発生した場合は、必ず警察へ届け出てください。

2. 保険会社から保険金請求書類が到着します。

事故連絡票をご提出いただいた後、約14日前後で保険会社より保険金請求書類が到着します。

3. 保険金請求書類を提出してください。

治療や事故対応が終了しましたら、必要書類を添付のうえ、保険会社へご提出ください。保険金請求書類には、入通院の原因となった症状等や入通院日数について正確なご申告をお願いします。

※保険金請求の際に必要な主な書類は下欄をご参照ください。

なお、事故内容によっては、別途必要な書類が発生したり、医療機関への調査にご協力いただく場合もございます。

4. 保険会社よりお客さまへ保険金をお支払いします。

■保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人(詳細は25ページを参照ください。))を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ご提出いただく書類(全加入セット共通)

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料 ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、戸籍謄本 等) ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ・死亡診断書 ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

加入セット	必要な基本書類(加入セット別) ☆=保険会社所定の用紙です。
傷害補償 入院・通院	・診療状況申告書☆(保険金請求額が30万円以下の場合) ・診断書☆(保険金請求額が30万円を超える場合など) ・家族型の場合は健康保険証(写)等
賠償責任	【対人】●示談書☆ ●同意書☆ ●診断書☆ ●治療費の領収書 等 【対物】●示談書☆ ●写真 等 ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
携行品	【盗難の場合】●盗難届出証明書(警察が発行したもの) 【その他】 ●写真 ●修理見積書、領収書または修理不能証明書
ホールインワン・ アルパトロス費用	●引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス達成証明書 ●スコアカード(写) ●祝賀会費用の領収書、プリペイドカードを作成された場合はその写 等
疾病補償	●「入院・通院・手術状況申告書☆」と領収書(診療明細書)(保険金請求額が30万円以下の場合) ●診断書☆(手術を受けた場合、保険金請求額が30万円を超える場合) ●同意書☆ 等

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

(*1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

メトロ君 事故連絡票

・全員ご記入ください

報告年月日		勤務先		勤務先電話番号	
令和 年 月 日				外線電話	
				鉄道電話	
加入者氏名		おケガをされた方・病気になられた方		加入者との続柄	
フリガナ		氏 名		本 人	
		生年月日		S・H・R . .	
				配偶者	
				親族 ()	
加入者	〒 TEL ()				
住 所					

・おケガの方（傷害補償の方）

ケガをされた日時		令和 年 月 日		午前・午後		時 分頃	
ケガをされた場所 施設名		都道府県					
事故 状況							
病院名①					電話番号		
病院名②					電話番号		
負傷箇所							
現在の 状況	通 院	有・無 / ~ /			入 院	有・無 / ~ /	
	手 術	有・無	手術名				

・病気の補償（疾病補償）を請求される方

病気になられた方		様		発病日		令和 年 月 日	
病 名				初診日		令和 年 月 日	
病院名				電話番号			
入院期間		/ ~ /				治療済 ・ 治療中	
手術の有無		有 ・ 無		入院後の通院		有 ・ 無	

・用品（携行品）を請求される方（オプション補償加入者）

事故日		令和 年 月 日		午前・午後		時 分頃	
事故場所（住所）							
損害品		メーカー	型番	購入価格	購入時期	修理の可否	
						可・不能	

保険金をお支払いする場合・しない主な場合(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約 ☆天災危険補償 特約セット	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約 ☆天災危険補償 特約セット	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約 ☆天災危険補償 特約セット	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約 ☆天災危険補償 特約セット	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
傷害通院 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約 ☆天災危険補償 特約セット	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 傷害通院の日数には、通院*されない場合で、所定の部位*を固定するためにギプス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定*であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りします。 (*) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病 保 險 金	疾病入院 保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット 別記 (☆)参照	保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気の [*] ため、保険期間中に入院 [*] された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$ (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 [*] (1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院 [*] について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] (180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を [*] 発病 [*] された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害 ^(※1) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ^(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^(※2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療 [*] を目的として医師 [*] が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常 ^(※3))の場合は、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [*] ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気 ^(※4) (加入者証等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時 ^(※5) より前に発病 [*] した病気 ^(※4) については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^(※6) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的)にセットされます。)(※2)のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (※5)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
	疾病手術 保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット 別記 (☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] (1,095日)中に手術 [*] を受けられたとき。 ②保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術 [*] について、次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、入院 [*] 中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療 [*] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
	疾病放射線治療 保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット 別記 (☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] (1,095日)中に放射線治療 [*] を受けられたとき。 ②保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療 [*] について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療に対しては、保険金をお支払いしません。	
	疾病通院 保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット 別記 (☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気 [*] の治療 [*] のため、通院 [*] された場合（以下、この状態を「疾病通院」といいます。）	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間 [*] (180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院 [*] について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数 [*] (30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を [*] 発病 [*] した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用 保険金 ★先進医療費用 保険金補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セツト	ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療*を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (*)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア.先進医療に要する費用^(※1) イ.先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ.先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気*^(※2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気*^(※2)を発病した時が、そのケガまたは病気*によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※1)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (※2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性*によるケガ ●原因がいかんときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●精神障害^(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性*による病気^(※2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常^(※3)の場合は、保険金をお支払いします。) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^(※4)(加入者証等に記載されます。) など (注)保険期間の開始時^(※5)より前に被ったケガまたは発病*した病気^(※4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気*による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (※5)先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 また、傷害個人型(Pプラン)に同時加入されている場合を除き、傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」に下記を追加します。 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
日常生活賠償 保険金 ★日常生活 賠償特約	①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(※1)を運行不能^(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア.本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (次ページにつづく)	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する 法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 —被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものが ある場合は、その価額 — 免責金額^(※0円) (注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (次ページにつづく)	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 (次ページにつづく)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償 ★日常生活賠償特約	(前ページからの続き) (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りします。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (※1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3)敷地内の動産および不動産を含みます。	(前ページからの続き) (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	(前ページからの続き) ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品*(*)に損害が発生した場合 (※1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品*(*)をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。 (※2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	損害の額 ー「免責金額*(1回の事故につき3,000円)」 (注1)損害の額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額*によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れはかかれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはかれ・落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害(ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品である液体の流出による損害(ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共に謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●別記の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害 など
救済者費用等 ★救済者費用等補償特約	救済対象者*が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者*(*)が費用を負担した場合 ①保険期間中に救済対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ②保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救済対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ③保険期間中に被ったケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院*された場合 (※)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救済対象者または救済対象者の親族*をいいます。	救済者費用等の額 <救済者費用等> 被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ア.遭難した救済対象者*の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ.救済者*の現地*(*)までの1往復分の交通費(救済者2名分まで)*(*) ウ.救済者の現地*(*)および現地*(*)までの行程での宿泊料(救済者2名分かつ1名につき14日分まで)*(*) エ.死亡されたまたは治療*を継続中の救済対象者を現地*(*)から移送する費用 オ.諸雑費(救済者の渡航手続費および救済対象者または救済者が現地*(*)において支出した交通費・通信費等をいいます。)。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救済者費用等保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※1)事故発生地または救済対象者の収容地をいいます。 (※2)上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救済対象者の生死が判明した後または救済対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用は含みません。	●保険契約者、被保険者、救済対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失により発生した費用 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故により発生した費用 ●脳疾患、病気*または心神喪失により発生した費用 ●妊娠、出産、早産または流産により発生した費用 ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ*の治療*以外の外科的手術その他の医療処置により発生した費用 ●戦争、その他の変乱*、暴動により発生した費用(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により発生した費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 ●原因がいかなるときでも、頭(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故により発生した費用 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合		保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・ アルバトロス 費用保険金 ★ホールインワン・ アルバトロス 費用補償特約 (団体総合生活 補償保険用)	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際ににかかった費用をお支払いします。 ①次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス		次の費用のうち実際に支出した額	●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人*が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。
	区分	目撃者	ア.贈呈用記念品購入費用(*1) イ.祝賀会に要する費用 ウ.ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ.同伴キャディ*に対する祝儀 オ.その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。 (*)1 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品、切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (*)2 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。	
	公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア.同伴競技者* イ.同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)		
	公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア.同伴競技者 イ.同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。)		
	同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など			
	(注1)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は、「目撃」には該当しません。			
	②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロスなお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限ります。 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセツトすることができません。 (*)1「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (*)2「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。			
	区分	署名または記名・押印が必要な方		
	公式競技以外の場合	ア.同伴競技者 イ.同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ.ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者		
	公式競技の場合	ア.同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ.ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者		

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気*を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(*1)の原因となった病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気(*2)を発病した時が、その病気による疾病入院(*1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払します。

(*1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。

(*2) 疾病入院(*1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

補償対象外となる運動等
山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動
(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (*2) グライダーおよび飛行船は含みません。 (*3) 職務として操縦する場合は含みません。 (*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」
船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウィンドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機(ドローン)・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・スマートフォン・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション・モバイルWi-Fiルーター・ワイヤレスイヤホン等の携帯式通信機器・パソコン・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、釣竿・竿掛け・竿袋・リール・釣具入れ・クーラー・びくたも網・救命胴衣およびこれらに類する釣り用に設計された漁具、証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・稿本(本などの原稿)・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
三大疾病2倍支払特約 (S3、S4セット)	被保険者の病気*が特約記載の三大疾病(がん*、急性心筋梗塞、脳卒中のうち、特約記載の病気をいいます。)であるとき、その治療*を目的とする入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療*に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。
条件付戦争危険等免責に関する 一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約 〔傷害個人型(Pプラン)・ 傷害家族型(Fプラン)〕	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
家族型への変更に関する特約 (傷害家族型(Fプラン))	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。

※印の用語のご説明 (五十音順に表示しています。)

- 【ア行】 ●「アルバトロス」とは、ホールインワン*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
救援者費用等補償特約	救援対象者*以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*（これと医学上因果関係がある病気*を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「飲酒運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「オンライン診療」とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限りません。なお、電話診療は含みません。

- 【カ行】 ●「がん」とは、特約に定めるがん（悪性新生物）をいい、上皮内新生物を含みます。
- 「ギブス等」とは、ギブス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りません。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りません。）およびハローベストをいいます。
- 「救援者」とは、救援対象者*の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族*（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。
- 「救援対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行*または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
（*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状*（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
- ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
（*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを含みます。
- 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。

- 【サ行】 ●「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金
-------------	--

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金
-------------	--

- 【サ行】 ●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
- ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為*（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）を除きます。
- ② 先進医療*に該当する診療行為*（*2）
- （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- （*2）②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りません。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
- ・ 長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - ・ 長管骨に接続する3大関節部分（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。）。ただし、体幹部を固定した場合に限りません。
 - ・ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りません。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りません。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

- 【タ行】 ●「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療*により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。

- 【ナ行】 ●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

- 【ハ行】 ●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師*が診断*した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
（*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
- ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
- ② 先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
（注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「保険価額」とは、保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。

- 【マ行】 ●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視せずに、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は該当しません。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)		
	本人(*2)	配偶者	その他親族(*3)
個人型	○	ー	ー
家族型(*1)	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*2)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満79才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
先進医療費用保険金補償特約	
日常生活賠償特約	(a) 本人(*2) (b) 本人(*2)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
救済者費用等補償特約	(a) 保険契約者(申込人) (b) 救済対象者である上表の「被保険者の範囲」の方およびその親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	本人(*2)のみ

- (*1) 家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。
- (*2) ネット手続き画面・加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (*3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
- ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
 - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
- (*4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
パンフレットをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、ネット手続き画面・加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましてはネット手続き画面・加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。
分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は東京地下鉄株式会社が発行する団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2.告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、ネット手続き画面・加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ネット手続き画面・加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①他の保険契約等^(*)に関する情報
 - (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」「病気を補償する契約に限りします。」
- ③被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限りします。)
- (注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、ネット手続き画面・加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人であり、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。
- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注)家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。

a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。

b.この保険契約^(*)を解約すること。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数のご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償 (受託物賠償追加型)特約 火災保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(MS&AD型) ホールインワン・アルバトロス費用 補償特約(団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワン・アルバトロス費用 補償特約

3.補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

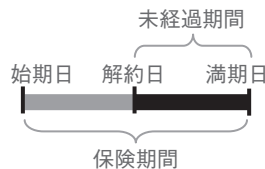
6. 失効について

ご加入後に、被保険者(家族型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

また、契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況や病名(センシティブ情報)を含む事故情報等を保険契約者、代理店・扱者に提供することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短時間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 株式会社 メトロセルビス
TEL 03-6240-1311 鉄道98006
受付時間: 平日 9:00~17:00

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起きた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

- ・受付時間(平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます))
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

ご加入にあたってのご注意

保険契約者について	●この保険は東京地下鉄株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
団体割引について	●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
加入申込人となれる方の範囲	●お申込人となれる方は東京地下鉄株式会社およびそのグループ会社の役員・社員と東京地下鉄株式会社の退職者本人に限ります（派遣社員の方は含まれません。）。
被保険者となれる方の範囲	●メトロ君（個人型）で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、東京地下鉄株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与支払いを受けている役員・社員本人と東京地下鉄株式会社の退職者本人およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。）です（派遣社員の方は含まれません。）。 （*）ネット手続き画面・加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
	●メトロ君（家族型）で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、東京地下鉄株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与支払いを受けている役員・社員本人と東京地下鉄株式会社の退職者本人およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です（派遣社員の方は含まれません。）。 （*）ネット手続き画面・加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
自動継続の取扱いについて	●前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）
加入者証について	●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
次年度契約について	●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。 ●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。 ●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
経営破綻した場合等の保険契約者の保護について	・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。 ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。 【病気の補償】 保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。 【ケガの補償】 保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。 【上記以外の補償】 保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問合わせください。
税法上の取扱い （2025年5月現在）	●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。 （注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「傷害補償」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。 （注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。
ご加入内容登録制度について	●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
代理請求人について	●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいらない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、本内容については、代理請求人となれる方にも必ずご説明ください。 （注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」 ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」 ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」 （*）法律上の配偶者に限ります。
柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合	●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

お手続きに便利なお契約者さま専用ページのご案内

ご加入内容の閲覧や事故サポートサービス(保険金請求)等でご活用いただけます。

加入者証が届いたら



**ご契約者さま
専用ページ
ご登録ください**

パソコンやスマートフォンからご加入内容の閲覧が可能です

PDFサービス提供時間 ▶ 平日・土曜 / 7:00 ~ 24:00 日曜・祝日 / 7:00 ~ 22:00

注意

ご契約者さま専用ページは、24 時間 365 日ご利用可能なシステムですが、加入者証の表示に関しましては、PDF 表示できる時間に制約がございます。提供時間外にアクセスした場合は、「サービス時間外です」のメッセージを表示いたします。



スマートフォンでのご契約者さま専用ページ登録手順



利用規約に同意
入力内容確認

登録完了

- 1 加入者証封筒に記載のQRコード※を読み取り(注1)
 - 2 加入者証に記載のお客さまコード1・2を入力
 - 3 メールアドレス(ユーザーID)、パスワード、加入者氏名、生年月日を入力
- (注1) スマートフォンにQRコードのリーダー機能がない場合は、三井住友海上オフィシャルサイトからお手続きください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

さらに！
LINEの連携で簡単アクセス！

ID・パスワードの入力不要で、LINE アプリから契約者さま専用ページをご利用できるようになります！



完了

- 1 ご契約者さま専用ページにログイン、マイメニューから「LINEで当サービスを利用(友だち追加)」
- 2 「友だちリストに追加」
- 3 自動的に表示される英数字の文字列をそのまま送信

メトロセルビスからのお知らせ

車を借りる予定はありますか？

**1 1日分の自動車保険
DAY保険**

1日 800円から OK!

1日分の自動車保険 “1DAY 保険”

- ◆車を借りるときの自動車保険です。実家に帰省し親の車を運転される方、友人の車を借りる方にオススメ！
- ◆24時間の補償で保険料は800円から申込可能！
- ◆スマートフォンから簡単申込。申込はこちらの二次元コードから可能です。



海外旅行保険の面倒なお手続きをネットで！！

ハワイ7日間
個人セットプラン
(タイプA) の場合
書面申込より
約46%OFF!

**ネットde保険
@とらべる**



メトロセルビス @とらべる

- ◆検索サイトからご契約手順画面にアクセス！
- ◆たとえばハワイ7日間で、保険料2,660円(※1)書面でお申込みいただくよりも約46%OFF(※2)さらにリピーター割引適用5%OFF！(※3)

スマホの方はここから申し込めます



- (※1) ハワイ7日間、個人セットプラン(タイプA) の場合の保険料です。
(※2) ご旅行される地域、保険期間などにより保険料や割引率は異なり、書面でお申し込みいただく三井住友海上火災保険株式会社の「海外旅行保険」よりも、保険料が高くなる場合もあります。詳細は「ネットde保険@とらべる」申込画面でご確認ください。上記の例は、書面申込の三井住友海上火災保険株式会社の「海外旅行保険」(2025年5月時点)との比較です。
(※3) 今回ご契約の申込日が前回の満期日から2年以内など、所定の要件を満たす場合に限りです。

万一、事故が起こった場合は…

「ご契約者さま専用ページ」からご利用いただける事故サポートサービスをご活用ください！

『ご契約者さま専用ページ』による事故サポートサービスとは

三井住友海上のご契約者さま向けのWebサービスです



「担当者とのWeb上でのメッセージ送受信機能」「対応状況の確認」
「必要書類や画像のアップロード機能」「お支払内容の確認」など
お客さまに便利なサービスを**24時間365日ご利用可能***です
(*システムメンテナンス等によりサービスを停止する場合があります)

事故の連絡は
どこへするのだろうか？



その後事故対応は
進んでいるのかしら。



忙しくて
電話をかける時間が
ないな。



ご契約者さま専用ページをご登録後は、スマホで連絡、確認いただけます。

<ご利用方法>

①

まずはP26
の方法でご
登録した
「ご契約者
さま専用
ページ」に
ログイン！



②

「事故サ
ポート」タ
ブの「イン
ターネット
からの事故
連絡」を選
択します。



③

事故の連絡を
する契約を選
択して、「事故
連絡」ボタン
を押して、事故受
付入力へ進ん
でください。



スマホの生体認証を事前に設定すると、
パスワードなしでログインできます。

事故の受付後は「事故サポート」タブの「事故サポートメニュー」を選択いただきますと、「進捗状況の確認」や「担当者へのメッセージ送信」などをご利用いただけます。

インターネット以外の事故連絡は以下でも受付しています。

●株式会社メトロサービス 下記お問い合わせ先

お問い合わせ先

お申込みの際に得た個人情報は加入手続等の目的以外には使用いたしません。
〈代理店・扱者〉株式会社メトロサービス 事業部 保険営業課
東京都台東区東上野3-20-3 メトロシティ上野
電話 03-6240-1311 鉄道電話 98006
FAX 03-3834-6778 鉄道FAX 5052

〈引受保険会社〉三井住友海上火災保険株式会社
公務第一部 営業第二課 電話 03-3259-6681
FAX 03-3259-7213